

年金業務における住民基本台帳ネットワークの活用について

年金業務の実施に当たっては、住民基本台帳ネットワークの本人情報(氏名、生年月日、性別、住所の4情報)を活用し、被保険者・年金受給者の把握等を行っている。

I これまでの活用策

1. 一定年齢に到達した方の本人情報を得る

(1) 20歳到達者の国民年金の加入勧奨等

(平成15年4月～)

20歳に到達した者の本人情報を取得し、国民年金の資格取得届出の勧奨等を行う。

(2) 国民年金未加入者対策(平成21年10月～)

35歳、45歳に到達する者の本人情報を取得し、国民年金未加入者に対して資格取得届出の勧奨等を行う。

2. 機構側から本人情報を提供し、本人の生存・所在等を確認

(1) 年金請求時の住民票(写)の添付省略

(平成15年10月～)

住民票コードが記載された年金請求書が提出された場合は、年金事務所において住基ネットを利用して本人確認を行うことにより、住民票(写)の添付を省略する。

(2) 年金受給者の現況届の省略(平成18年10月～)

受給者の住民票コードを用いて、住基ネットで本人の生存確認ができた者については、毎年の現況届を省略する。

(3) 未統合記録の調査(平成20年6月～21年12月)

5,000万件の未統合記録のうち、基礎年金番号の記録との名寄せで一致しなかった記録を住基ネットの情報と突き合わせ、記録の持主と思われる方に「年金記録の確認のお知らせ」(黄色便)を送付。

Ⅱ 今後の活用予定

(1) 被保険者及び年金受給者の住所変更届等の省略（平成23年4月予定～）

「国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律(平成19年法律第110号)」により、平成23年4月から、住基ネットが保有する本人情報を取得し、住所変更・氏名変更・死亡の情報を活用できるようになることから、原則として住所変更等の届出を不要とする方向で準備中。

今後、以下の作業を実施予定。

○ 住民票コードの収録

機構が保有する被保険者等の本人情報を住基ネットと突合し、本人特定ができた者について11桁の住民票コードを収録予定。なお、住所変更も想定されることから、過去5年間の変更履歴でも突合予定。

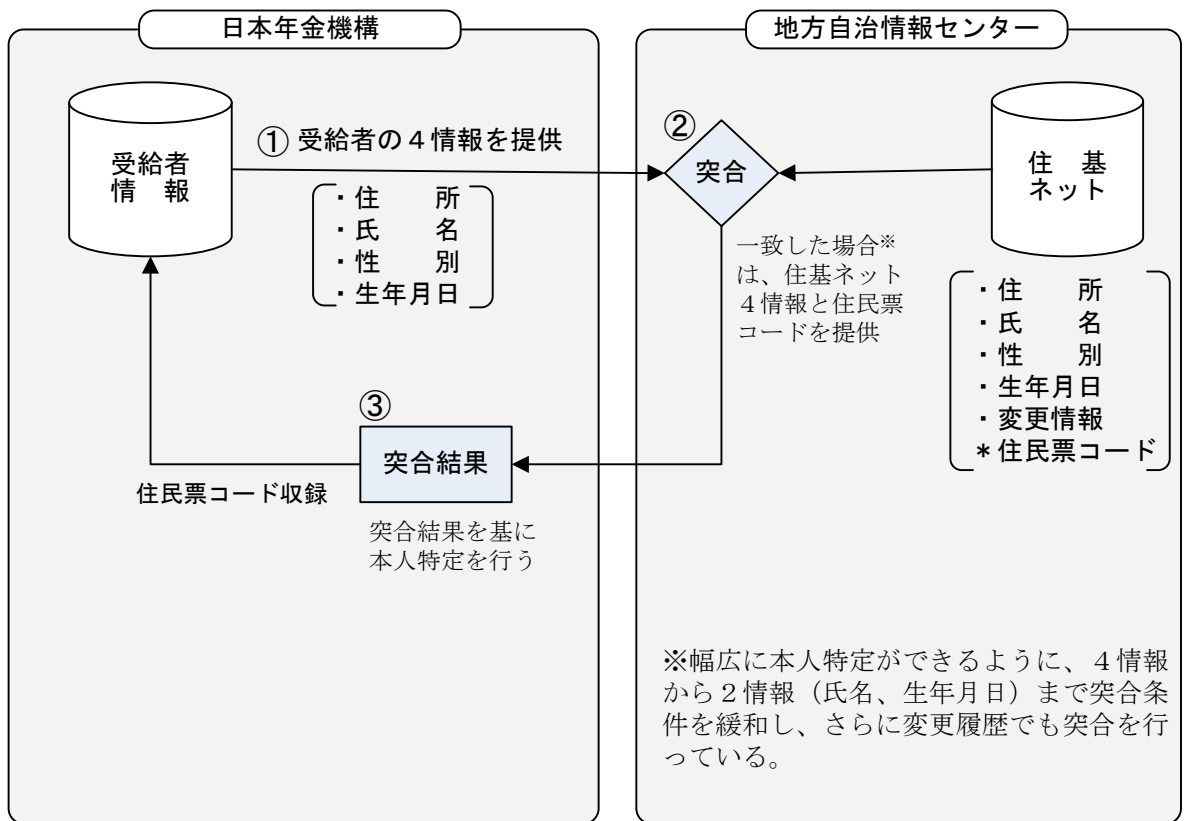
(2) ねんきん定期便等の未送達者に対する対応（平成23年度中）

(1) により、平成23年3月まで住民票コードの収録作業が予定されていることから、ここで収録された住民票コードを基に、住基ネットから未送達者の現住所を取得し、改めてねんきん定期便等を送付することを検討。

住基ネットを活用した年金受給者の現況届の省略（イメージ図）

住民票コードの収録

※新規裁定者等を定期的に抽出し照会を行う。



生存確認（毎年1回）

